派遣期間制限の見直しにより対象外となる者の変化

一現行一

•26業務以外: 原則1年、最長3年(同一の業務(係)単位)

・26業務※ : 期間制限の対象外

※ 26業務とは、ソフトウェア開発・事務用機器操作等の 専門性の高い業務。

一改正案一

•有期雇用※:上限3年(同一の組織(課)単位)

無期雇用 : 期間制限の対象外

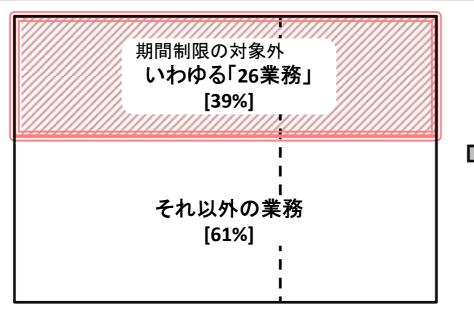
※事業所単位では原則3年(延長には意見聴取必要)

〇期間制限の<mark>対象外</mark>※

4割(26業務)

 \Rightarrow

2割弱(無期雇用)



期間制限 の対象外 無期 雇用 [17%]

有期雇用 [83%]

※改正案による期間制限では、60歳以上の者も対象外となる。

資料出所:総務省 労働力調査(H26)、厚生労働省 派遣労働者実態調査(H24)、労働者派遣事業報告(H26.6.1現在)

(77万人) (49万人)